

平成15年4月16日

「農業委員会に関する懇談会」報告書（案）の概要

農業委員会に関する懇談会

はじめに

「懇談会」は、農業委員会制度をめぐる情勢を踏まえて幅広く検討を行い、今後の農業委員会の活動・組織のあり方、改革の基本方向を取りまとめ。

農業委員会の見直しに関する検討課題

1. これまでの検討・取組の経過

農業委員会系統組織については、農業委員会等制度研究会報告（平成12年）「食料・農業・農村基本計画」（平成12年）において提起された課題に対応するため、「農業委員会系統組織の改革プログラム」（平成13年全国農業会議所）に沿った取組を推進。

2. 見直し検討の必要性

農業委員会について各方面から提起された論点・課題は制度の基本についての見直し検討を求めるもの。農業委員会の役割、活動のあり方、組織のあり方、財政基盤のあり方についての改革の方向と具体的取組を明らかにする必要。

- - 農業委員会に対する主な論点・課題 - -
 「農地制度に関する論点整理」（「経営の法人化で拓く構造改革に係る有識者懇談会」平成14年11月）
 「事務・事業の在り方に関する意見」（「地方分権改革推進会議」平成14年10月）
 「平成15年度予算編成の基本方針」（平成14年11月29日閣議決定）

農業委員会の活動・組織のあり方の見直しの基本方向

1. 今後の改革の基本的視点

(1) 役割の今日的意義と改革の必要性

農地をめぐる今日的課題としては、ア) 優良農地確保と有効利用、イ) 担い手への農地集積の加速化、ウ) 多様な主体の農業参入への積極的な関与、エ) 施策の浸透と担い手等の課題の汲み上げ、オ) 農地の保全、耕作放棄地の解消に役立つ農地の多面的活用の促進がある。

農地は国民や地域の公共的な共通の財産。その利用及び管理を市町村農政部局に全て委ねることは困難。従って、農業者の自主的な組織体が担うことは、農地施策遂行上最も効果的、効率的。特に最近、国民の行政参加が求められることを踏まえれば今日的に評価されるべきもの。

農業委員会設置は今日においても農政上の意義。

活動・組織の実態は様々な問題点。改革の強力な推進が喫緊の課題。

(2) 改革の基本的視点

農地の利用及び管理を基本とした地域で担うべき役割の明確化

農地の利用及び管理を基本として、農業委員会が地域において具体的に担うべき役割を明確化し、その役割発揮に向けて活動を重点化。

市町村の立地条件等を反映した活動・組織の運営

都市近郊から山村までの立地条件の地域差や市町村の意向が活動と運営体制に生かされず硬直的な面。市町村の立地条件等に応じて弾力的な活動・運営が可能となるよう、活動の重点化、必置基準面積、委員定数、委員構成等について見直し。

2 . 農業委員会活動の見直しの方向

(1) 農地をめぐる担い手及び地域の課題に絞り込んだ重点化

任意業務は、地域の多様性に配慮しつつも農地をめぐる担い手と地域の課題に絞り込んだ重点化が重要。農業技術の改良、農作物の病虫害防除等の任意業務全般について実態と必要性の観点から見直し。個々の農業委員の分野毎や地域毎の活動範囲の明確化。具体的な目標に即して活動、評価する取組のための方策の検討。優良農地確保は、市町村の中長期的な土地利用計画の策定や環境保全等について、基本的考え方を明確にした上で積極的に関与し市町村等に提言。

(2) 担い手への農地集積活動の重視

米政策の改革を契機とした構造改革の加速化のためには、地域農業の「担い手」への農地の利用集積に特に焦点をあてた活動強化を優先。地域における多様な担い手（家族経営、法人経営、集落営農等を含む）の創出と農地の利用集積に、主体的かつ独自の役割を発揮することが重要。この場合、農業委員会は農地利用と管理のあり方について地域の自主的な調整と合意形成に運動論的な取組を担うことが役割。

(3) 現場段階での総合的な農政推進体制づくりへの参画

農業委員会が担うべき分野を特に市町村農政部局との連携の観点から明確化し、農村の現場段階での総合的な農政の推進体制の組織づくりに参画。窓口の一元化、関係機関のワンフロアー化の取組の推進、土地改良区との連携を強化。

(4) 政策提案・実践型の建議・答申等の活動の推進

建議・答申等は地域内の具体的な取組が求められている。農地をめぐる担い手や地域固有の課題に着目し、具体的な政策の提案・事業実践型の活動への見直し。

(5) 耕作放棄地等の解消に役立つ地域参加・都市交流型活動の促進

耕作放棄地等の解消は農業委員会の重要な活動であり、教育委員会などの関係機関等との連携・交流、協力関係を構築しつつ、地域参加・都市交流型の活動による農地の多面的活用を推進。

- (6) 情報の受発信力の向上
地区担当制の導入の促進、担い手の意向の定期的な把握、新規就農情報の提供、関係情報の現場・全国段階での共有化、ITの活用等が重要。
- (7) 事業評価の推進
活動の重点化や情勢変化とニーズに対応した不断の見直しのために、事業の評価プロセス(計画、実施、評価、見直し)の導入、推進が重要。
3. 農業委員会組織の見直しの方向
- (1) 市町村の実情等を反映した必置規制
農業委員会の必置規制の基本的考え方は維持されることが重要。一方、組織のあり方は可能な限り市町村等の実情等に応じて選択肢を広げることが重要。
- (2) 必置基準面積等の見直し
全国的な優良農地の確保の観点や構造政策上の必要性、市町村における農地の賦存量や業務実態等を踏まえ必置基準面積の引上げ等の見直し。
- (3) 小規模農業委員会の廃止も含めた設置の見直しの推進
小規模農業委員会の設置の見直しを行政、系統組織としてさらに促進。
- (4) 広域連携の推進
現在設置されている広域連絡協議会の下で具体的な取組を促進。
- (5) 市町村合併等に対応した活動・組織の見直し
委員定数、事務局体制、活動・業務の積極的見直しが重要。
市町村合併に伴う農業委員数の大幅減少と活動の広域化の下で、現場段階での農業委員の活動を実務面で支える協力体制の構築が重要。
大規模な市町村合併に伴う農業委員会の複数設置の具体的基準のあり方の検証や、市町村合併に対応した委員定数に係る現行の階層基準の見直しが重要。
広域市町村における複数の農地部会の設置の可能性、任意業務を担う部会の設置基準等について検討。
- (6) 委員定数の見直し
現行制度の下での委員定数の削減等の見直しを一層推進。
小規模農業委員会の法定委員定数の下限(10人)の引下げや市町村の実情に応じた弾力化も含めて委員定数を見直し。
- (7) 委員構成等の見直し
団体推薦委員における経営管理委員又は理事以外の者の推薦や土地改良区からの推薦の可能性を検討。議会推薦委員における地域農業の有識者、法人経営等の専門家等の参画の可能性やその推薦のあり方を検討。女性農業者や担い手、法人

経営者等の一層の参画のための選任委員枠の一層の活用、系統組織の具体的な取組の強化が重要。

定年制導入の是非については両論。公職選挙法の下では導入は困難。選任委員枠の活用や農業委員の若返り運動、青年農業者の積極的な登用の申し合わせ等の自主的な取組を推進。

(8) 委員の選出方法

公選制は維持が必要と見直しが必要の両論が提起。直ちに見直しを結論づけることは困難であるが、当面は選挙委員定数や選任委員の範囲等の見直しと公選制の意義等の検証を行うとともに、今後の課題として委員選出方法を検討することが重要。

(9) 委員の資質の向上等

地域の精通者としてだけでなく、個別施策の遂行力、意欲と高い能力、人望が必要。個別の事業に着目した実践的な研修や専門研修、担い手支援など分野毎の担当制の導入、農業委員以外の外部専門家のアドバイザー等としての活用により人材の育成・支援を推進することが重要。

4 . 財政基盤のあり方

農業委員会について一定の見直しは必要であるが、制度の基本は維持される必要があること等から、当面、交付金制度の基本の維持が重要。

一方、行財政のスリム化は避けて通れないこと等から、市町村合併への対応も含めた組織のスリム化、効率化に沿った交付金の縮減等が重要。なお、将来の一般財源化も視野に置くべきとの意見もあった。

また、市町村合併や業務量変動を勘案した交付金の配分基準の見直しや、農業委員会の主体的な企画立案と各種事業の活用によって必要財源を確保することが重要。

. おわりに

懇談会では農業委員会の活動、組織のあり方に焦点を当てて検討。農業委員会の見直しとともに、都道府県農業会議、全国農業会議所の改革の具体的な取組を一層強化。今後、さらに広範かつ具体的な検討を深めて、制度改正も含めた農業委員会系統組織の活動、組織の改革を行政、系統組織が加速化。